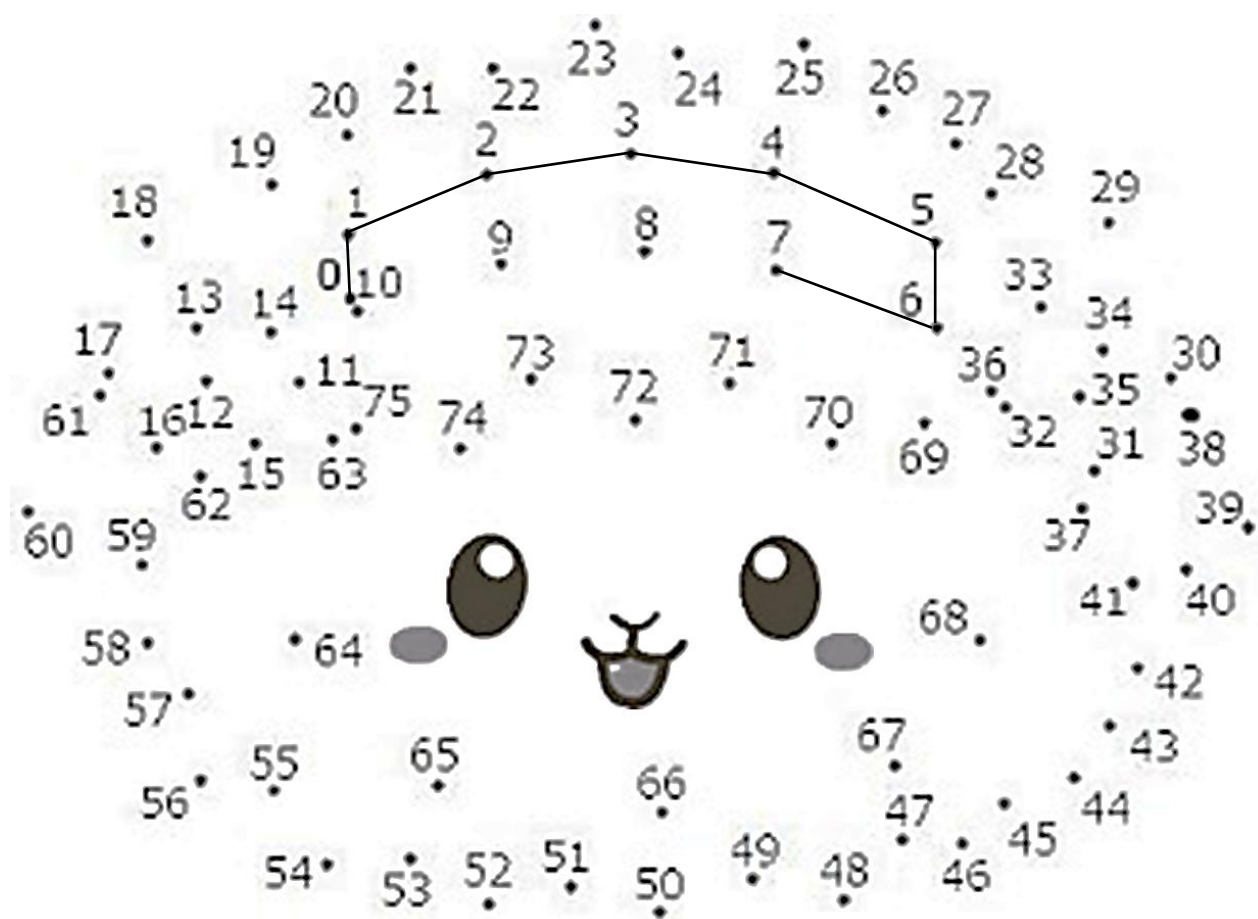


令和8年度
学校園に対する教育方針

Connecting こねくていんぐ ざ どっつ the dots



0から75をつないでみよう！

令和8年度 4 月
泉大津市教育委員会

タイトル『 Connecting the dots 』とは？

タイトルの『 Connecting the dots 』とは、アメリカのアップル社の創始者であるスティーブ・ジョブズが、2005年スタンフォード大学のスピーチで語った言葉です。

直訳すると、「点をつなぐ」という意味ですが、ジョブズは、「過去の経験が、いつか何かにつながる。いつか何かにつながるなら、それは失敗とは言えない。」という意味でスピーチしたと言われています。

私たちの点は、もちろん子どもたちへとつながります。また、点の数を増やし、一つひとつの点を大きくし、そして点と点を「つなぐ」ことで、その効果もより一層高まるものと考えています。

また、「第一次泉大津市教育振興基本計画」では、『つながりからはじまる学びの環』を基本理念とし、令和7年度からの「第二次泉大津市教育振興基本計画」では、『故(ふる)きを知り、ともに未来(あす)の泉大津を創る 強くしなやかな人をはぐくむ教育 ～自分が受けた泉大津市の教育をすべての子どもに受けさせたいと思ってもらえるために～』をコンセプトにするなど、教育と教育を「つなぐ」、次世代へ「つなぐ」ことを大切にしています。

そのような思いのもと、教職員の皆さんに、少しでも身近な存在として、本教育方針を読んで頂きたいという思いがタイトルに込められています。

目 次

はじめに 1～2

第1章 確かな学力の定着と学びの深化 3～13

(1) 小・中学校における確かな学力の育成

- 1 授業づくり
- 2 家庭での自学自習力の定着
- 3 読書活動の推進
- 4 英語力の向上
- 5 国際理解教育の推進

(2) 支援教育の充実

- 1 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進
- 2 支援教育における専門性の向上の推進
- 3 シームレスケア（切れ目ない支援）の推進

第2章 豊かな心と健やかな体の育成 14～24

(1) 豊かな心の育成

- 1 人権尊重の教育の推進
- 2 道徳教育の充実
- 3 子ども理解の充実によるいじめ・不登校・暴力行為等への取組みの推進

(2) 健やかな身体の育成

- 1 子どもの体力の向上
- 2 食に関わる取組みの充実
- 3 健康づくりの促進

第3章 将来を見すえた自主性・自立性の育成と地域・家庭との協働

. 25～32

(1) 就学前教育の充実と系統的な指導の実施

- 1 就学前教育の質の向上
- 2 就学前施設と小学校の円滑な接続
- 3 一貫教育の実施及び充実に向けての系統的な指導の実施

- 4 探究的な学習の充実
- 5 主体的に社会に参画する力を育む指導の充実
- 6 キャリア教育の推進

(2) 多様な主体との協働

- 1 悩みや不安を抱える子ども・保護者の支援
- 2 家庭教育支援・親学習の推進
- 3 学校運営への地域の関わりの推進（学校運営協議会制度（コミュニティスクール））
- 4 家庭・地域の教育力向上の支援
- 5 放課後の子どもの居場所づくりの推進

第4章 子どもをはぐくむ学校力・教師力の向上 33～39

(1) 学校経営力の向上

- 1 計画的な学校経営
- 2 教職員の多忙の解消に向けた取組み
- 3 教職員の健康面での配慮と支援

(2) 教職員の資質・能力の向上

- 1 教職員研修の充実
- 2 教職員の服務

第5章 学びを支える環境整備と社会教育の推進 40～43

(1) 安全安心な学びの充実

- 1 防災教育の推進
- 2 学校の安全管理・通学路の安全確保
- 3 生活・交通に潜む危険に関する学習の推進
- 4 熱中症予防の徹底

(2) 地域の豊かな学びの育成

- 1 文化芸術を通じた教育の推進
- 2 地域資源を生かした教育の推進
- 3 多世代による協働的な学びの推進

はじめに

本市において令和7年度は、「第2次泉大津市教育振興基本計画」がスタートした年となりました。「第2次泉大津市教育振興基本計画」は、『故(ふる)きを知り、ともに未来(あす)の泉大津を創る 強くしなやかな人をはぐくむ教育 ～自分が受けた泉大津市の教育をすべての子どもに受けさせたいと思ってもらえるために～』というコンセプトのもと、はぐくむ人間像として『志をもって自立・自律し、地域や社会に貢献できる人』を掲げ、4つの方針と11の施策、20の取組みで構成されています。

学校教育としては、方針1として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、探究的な学びの推進、リーディングスキルの視点を取り入れた言語能力と情報活用能力の向上、デジタル教育・英語教育の推進、就学前から小学校中学校まで一貫した教育の推進などを示しています。

方針2としては、一人ひとりの子どもの特性や成長を見通した支援教育の充実、人権教育を推進させることによる教員・児童生徒の人権意識・人権感覚の向上、「チーム学校」による生徒指導の充実、家庭教育支援事業の推進などを示しています。

方針3としては、「カリキュラム・マネジメント」のもとでの特色ある学校づくり、安全教育・防災教育、働き方改革の推進などを示しています。

その中で令和7年度は特に、令和6年度から3か年計画で取り組んでいる「学力向上プラン」の2年目、常駐のALTを全小中学校に配置することによる英語教育の推進、不登校対策としての校内教育支援ルームの全校開設と指導員の配置、全児童生徒に対する支援教育の質的向上のためのデジタルによる支援教育補助ツールの全校への導入等に取り組んできました。

令和7年度に2年目を迎えた「学力向上プラン」では、学力調査等の「問題・結果」分析に基づく授業づくりにおいて、より学校全体としての取組みに、また、リーディングスキルの視点に基づく授業づくりにおいて、中学生のリーディングスキルテスト受検実施を含め、より実践的な指導方法の研究に、どちらも具体的に取り組んできました。令和8年度は小学6年生のリーディングテスト受検実施も含め、今までの取組みを推進するとともに、より子どもの自学力向上につなげ、自律した学習者を育てることができるよう、継続して取り組んでいきます。

英語教育の推進では、令和6年度2学期からの小中学校7校における常駐の外国語指導助手（ALT）の配置を拡充し、令和7年度2学期からは、全小中学校に1名以上の配置としました。令和8年度はALTの複数配置校を拡充し、より教科横断的な英語学習を推進するとともに、児童生徒の国際感覚及び英語への関心を高め、コミュニケーション力のさらなる向上をめざします。

「校内教育支援ルーム」は、学校には登校できるが教室に入ることが難しい児童生徒のために令和5年度からモデル校に設置し、指導員を配置してきましたが、令和7年度からは、

全小中学校で開設し、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組みを推進してきました。令和8年度は指導員の複数配置校を拡充し、より支援を充実させていきます。

最後に、支援教育補助ツールについては、令和6年度のモデル校における試験導入を経て、令和7年度からは全校で本格導入し、指導計画や学習内容の充実を図ってきました。今後も、全児童生徒に対する支援教育の質的向上につなげていきます。

また、文部科学省においては、次期学習指導要領に向けて中央教育審議会が議論してきた内容が令和7年9月、「論点整理」という形でまとめられ、今後の方向性として示されました。

現在の学習指導要領をより具現化し、「深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」という3つの基盤となる考え方のもと、多様な子どもたちの「深い学び」を確かなものにするため、現在も様々な議論が続いています。

今後の方向性として、子どもたちに対し、自らの人生を舵取りする力、民主的で持続可能な社会の創り手を育成することが示されています。これは、子どもたちが生涯にわたって主体的に学び続けられるようになるとともに、自分の意見を形成しながら他者と対話と合意を図ることができるようになることを、これからの時代を生きる子どもたちに育むべきであると表しています。そのためには、子どもたちが自ら問いを見だし、知識や技能を活用しながら課題を解決する探究的な学びの充実が必要であり、その重要性がさらに高まっていると言えます。

さて、この「学校園に対する教育方針」は、上記で述べた市作成の「泉大津市教育振興基本計画」及び府作成の「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」、本市の学校状況を踏まえ、各校園に共通する教育の基本方針として、本年度の取組み等について示したものです。各学校においては、現在の各校の取組みの成果と課題、今後の各校の特色ある学校づくりにおいての方向性も鑑みるとともに、「学校園に対する教育方針」の内容を十分理解の上、それぞれが持つ「学校力」をさらに高め、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校園づくり・マネジメントを進めてほしいと考えております。

今後も本市の教育が、子どもたちの未来を拓くものとなるよう、教育活動の一層の充実に努めていただくことを期待いたします。

「学校園に対する教育方針」の構成について

「学校園に対する教育方針」は、【取組みの重点】【本編】【前年度の取組みの総括】を項目ごとに記載しています。

各章のつくりは、市作成の「泉大津市教育振興基本計画」ではなく、府作成の「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に合わせています。市作成の「泉大津市教育振興基本計画」のどこにリンクするのかについても記載していますので、合わせて参考として下さい。

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

（１）小・中学校における確かな学力の育成

【取組みの重点】

- 泉大津市学力向上プランに基づく、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を行うこと。
- 児童生徒の学習状況を把握・分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めるとともに、児童生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」および大阪府の独自テスト等を活用すること。
- すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。
- １人１台端末・ICTを日常的かつ効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ること。
- 情報活用能力の育成および学校図書館を活用した学習を進める際には、「大阪府情報活用能力ステップシート」「大阪府における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた１人１台端末を活用した学びの姿」等を参考に、小中学校９年間を見据えた体系的な指導に努めること。
- 学校図書館を「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」とした活用計画を策定すること。また、本や各メディアの情報の特性を理解し、学校図書館で自ら必要な情報を探し出す等するなかで、課題解決を図るために必要な力を育成すること。
- 英語専科教員やALTを効果的に活用しながら、児童生徒が言語活動を通して英語でコミュニケーションを図る資質・能力を育むことができるよう、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、泉大津式英語イマージョン教育（教科等横断的な英語教育）をさらに推進していけるよう、授業づくりなど取組みの充実に努めること。また、常駐するALTが子どもと英語との距離を縮める役割となることを視野に入れて、児童生徒が授業外でも英語に触れられるよさを活かせるよう計画をすすめること。授業づくりでは、コミュニケーションを行う目的・場面・状況を明確にしたゴール設定の充実ははじめ、教職員の指導力向上に努めること。

1. 授業づくり

- 授業づくりにおいて、学力向上プランや市内外の様々な事例に学ぶ機会を有効活用しながら、自校の取組みの見直し・改善に務め、新しい時代に求められる資質・能力を育成するための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた不断の改善を行うこと。その際、子どもの学習意欲の向上及び基礎学力の定着を確実に進め、子ども一人ひとりの学力向上につなげるため、学習の個性化を通して問題解決を図り、主体的に学べるよう、個に応じたきめ細かな指導の個別化を図ること。
- 学調分析のプロセスやリーディングスキルの視点を生かして、子どもたちの実態を把握し、つきたい力を明確にして単元の指導計画等を作成するとともに、目的に応じた教材・教具の活用、観察や実験、体験的な活動を取り入れるなど、授業展開を工夫すること。
- 第3期学力向上プランでは、学力調査の分析プロセスやリーディングスキル(RS)の視点を土台として、学力向上の中心に「自律した学習者を育成すること」を位置付けている。子どもが「見通しをもち、学び方を選び、振り返り、次の学習へつなげる」ために、「自己調整学習」を全ての教科等で育成すること。

そのために、教員が、①学習の目的や価値を理解させ意欲を高める動機づけを行うこと、②整理・要約・図示などの学習方法を身に付け主体的に学べるようにする学習方略を指導すること、③自分の理解や進捗を確かめ次の学びに生かせるよう促すメタ認知を働かせること、の3点を授業の流れに意図的に位置付けて指導することが重要となる。
- 指導の改善につなげ、教育効果を高めるために、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した形成的評価の適切な実施を図ること。総括的評価を実施する際は、児童生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるために、学習指導要領に則った評価規準と判断基準を設定すること。
- 言語能力の育成にあたっては、すべての教科等でリーディングスキルの視点を取り入れつつ、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うこと。
- 情報活用能力の育成にあたっては、児童生徒が学び方を身につけることができるよう、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理し、その結果を評価・改善する力をつけるための授業を展開すること。本や各メディアの情報の特性を理解し、学校図書館で自ら必要な情報を探し出す等するなかで、課題解決を図るために必要な力を育成すること。1人1台端末とクラウドを効果的に活用しながら学びを深める際に必要となるICTの基本的な操作を身につけられるよう、体系的に育成を図ること。生成AI等が普及していることもふまえ、得られた情報・ニュース等の正誤を判断することや、正しい情報を調べること、情報を適切に活用することなどに必要な情報モラル等の育成に努めること。さらに、プログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、1人1台端末等を必要に

応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むこと。その際には、系統的な学びを充実させるため、小学校教員と中学校教員が連携し、プログラミング的思考の育成に有効な授業のあり方についての研究推進に努めること。

- ICTの活用にあたっては、1人1台端末が「文房具」と同様に教育現場に不可欠なものという認識のもとで、日常的、効果的に授業で活用すること。その際、児童・生徒がICT機器を長時間使用することによる、目の疲労や視力低下、姿勢の悪化など、健康への影響に十分留意すること。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現及び家庭学習の充実に向けて、日常的に1人1台端末を積極的に活用すること。その際、児童・生徒が自身の成長やつまずきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう支援したり、クラウドなどを効果的に活用し、多様な他者の考えにふれ、自身の学びを深める活動や他者とともに問題の発見や解決に挑む活動などを行い、児童・生徒が多様な他者と協働することの重要性などを実感することができるよう工夫したりすること。
- 児童生徒の1人1台端末は、市から貸与しているものであり、落下等によって破損しないように取り扱うことの必要性について、児童生徒だけでなく教職員も十分に理解したうえで活用すること。

2. 家庭での自学自習力の定着

- 学習支援アプリをはじめ、学習の個性化に向けた環境等を効果的に活用しながら、家庭学習や放課後学習等、授業の内外において学習者の主体的な学びが実現される取組みを組織的に推進すること。
- 子どもたちの学力の向上及び定着を図るため、基本的な生活習慣の確立とともに、家庭での学習習慣の確立に向けた学習方略の支援に努めること。
- 家庭学習の重要性について、「学校だより」などの活用を通して保護者へ積極的に発信し、保護者理解の促進に努めること。
- 子どもの自主学習の定着を図るため、放課後の学習を支援する「学びっ子支援ルーム」との連携を進めること。

3. 読書活動の推進

- 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、市立図書館と連携し、児童生徒が本に出会う環境づくりを進めるとともに、すべての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得たり、豊かな語彙を獲得したりできるようにすること。また、本を読む喜びを味わい、感性が豊かに育つ読書活動を推進し、本に親しむ子どもの育成を図ること。
- 子どもの読書活動の充実を図るため、読書の推進や学校図書館の活用に努めること。また、子どもに読書の楽しさを伝えるため、読みたいと思う魅力的な本と出合えるよう、司書教諭と学校図書館司書との連携を促進するとともに、保護者に対しても読書

の重要性の啓発に取り組むこと。その際、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて子どもが選択し、主体的に読書を行えるような工夫をすること。

- 障がいのある子ども、日本語を母語としない子どもを含めた、すべての子どもたちが読書に親しみ、学び、読書の楽しさを共有できるよう、すべての学校で公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進めること。

4. 英語力の向上

- 外国語教育については、就学前から義務教育修了段階まで、英語専科教員（小・中学校）やALTとの連携を図り、伝え合う喜びや達成感を味わう体験を通して、英語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成に努めること。
- 小中学校教員による「外国語教育推進委員会」において、英語コーディネーターを含む各校の担当教員間で9年間の外国語教育の目標、指導方法、評価方法等を共有し、公開授業を積極的に行うとともに、小中連携の視点から外国語教育における円滑な接続の一層の充実に努めること。
- 就学前施設および小学校低学年においては、ALTとの外国語体験を通して、楽しみながら外国語について、興味・関心を持てるように指導すること。
- 小学校中学年以降においては、「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標を公表した上で、英語の基本的な表現、音声・文字、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めること。
- 小学校高学年においては、「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書き写したりして、自分の考えや気持ちを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。
- 中学校では、小学校の内容を踏まえ、4技能5領域をバランスよく指導したり、統合的に指導したりする工夫を行うこと。さらに、即興でやり取りする活動を重視した指導や授業を英語で行うことを基本とした指導を行うなど、英語によるコミュニケーション能力の育成に向けた授業改善を図ること。
- 言語活動を行う際には、小学校においては「身近で簡単な事柄」を、中学校においては「日常的な話題や社会的な話題」を取り上げるなど、コミュニケーションを行う目的・場面・状況の設定について工夫すること。その際、ALTとほんもののやり取りをする機会を外国語科の授業内外で創出し、チームティーチングによる指導を充実させること。また、「STEPS in OSAKA」や「BASE in OSAKA」等のデジタルコンテンツ等も活用すること。
- 就学前から英語教育の充実に図り、中学校卒業時にCEFR A1レベル相当（英語検定3級程度）以上の英語力の獲得をめざすこと。また、それを見取る方法を計画し、パフォーマンステスト等で実施すること。

5. 国際理解教育の推進

- 子どもがグローバル社会を主体的に生きてゆくため、コミュニケーションを行う資質・能力を高め、海外の言語や文化への理解を深める学習を ALT との連携や姉妹校との交流を視野に入れながら推進すること。
- グローバル化が進展する中、児童生徒が諸外国の人々と積極的に接点をもつことを重視し、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持つとともに、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、お互いに違いを認め合い、共に生きてゆく力や国際平和に向けて自分の意志を表現できる能力の育成に努めること。

【成果指標】

- ① 「全国学力・学習状況調査」および大阪府の独自テストの結果
- ② 「学習意識調査」「教職員意識調査」における言語活動、不読率、英語・外国語に関する項目
- ③ 「学校情報化チェックリスト」
- ④ 「英語教育実施状況調査」の「中学生卒業時における CEFR A1 レベルを有する生徒」の割合
- ⑤ 各校設定の指標

【令和7年度の総括】

- ・各種学力調査の分析力が、市全体として向上し、これを基にした授業や取組みの検討が行われている学校が増えた。また、リーディングスキルの視点を生かした授業づくりについて研究している学校が増えた。一方で、泉大津市学力向上プランにおける、「深い学び」の捉えや「自学力の向上」が「自律した学習者を育成すること」であること等のねらいについては、さらに浸透させる必要がある。
- ・学力変化ウォッチシートの活用など、児童生徒一人ひとりへの支援について、検討が必要である。
- ・1人1台端末の積極的な活用実態から、将来的に子どもたちがデジタルシティズンシップを獲得することを見据え、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を活用しながら、情報を安全に活用するために必要な情報モラル等の育成に努めた。
- ・コミュニケーションを行う目的・場面・状況を明確にしたゴール設定や「話したこと」を「書く」といったような技能統合型の指導、また実社会と関連させた学習計画の充実により、英語専科教員や ALT を効果的に活用しながら、児童生徒が言語活動を通して、英語でコミュニケーションを図ることの楽しさを実感できる授業づくりが推進された。さらに児童生徒の資質・能力を育むことができるよう、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた教科等横断的な授業づくりの充実に努めることが肝要である。

- ・泉大津市外国語教育推進委員会において公開授業を年4回行い、言語活動の充実や、形成的評価の効果的なフィードバック「中間指導」、また、泉大津式英語イメージ教育を行うことの効果について検討した。公開授業には、英語コーディネーターを含む推進委員が参加し、小中一貫教育の推進について協議を行った。
- ・「知識・技能」の定着については、依然大きな課題があるが、小学校と中学校が目標、指導方法、評価方法の他、「話す」活動の後に「書く」活動を行うことの習慣化で定着を図るなど、児童生徒が自身の英語能力を高めることができるよう指導することが重要である。
- ・1・2年生大阪府チャレンジテストにおいて、特に英語科においては従前の課題を解決できておらず、言語活動とドリル演習等の双方の充実など、いかに知識・技能の定着を図るのか組織的に考え実行することが急務である。全ての英語科の授業で、ALT を効果的に活用しながらコミュニケーションを行う目的・場面・状況の充実が図られ、「知識及び技能」と「思考力・判断力・表現力等」が相互に作用しあう指導が求められる。その上で、泉大津式英語イメージ教育を視野に入れてほしい。

①「全国学力・学習状況調査」および大阪府の独自テストの結果

- ・小学校の正答率については、国語・算数ともに全国および府の水準にまで改善されている。
- ・中学校の正答率について、領域・分野によっては経年変化に改善傾向が見られた。
- ・全国学調通過率が100%である学校数の割合

小学校 国語：0校 小学校 算数：2校

中学校 国語：0校 中学校 数学：1校

※通過率：全国学力・学習状況調査において全国平均正答率70%以上の問題について当該問題における自校の平均正答率が70%以上を通過とし、当該問題のうち、何問通過しているかを割合で表したもの

「チャレンジテスト」（正答率の府との差）

中1： 国-5.3pt 数-4.3pt 英-5.1pt

中2： 国-2.2pt 社-4.4pt 数-4.2pt 理-7.3pt 英-4.7pt

「すくすくウォッチ」（正答率の府との差）

5年： 国語-0.9pt 算数-1.9pt 理科-3.5pt わくわく問題-0.9pt

6年： わくわく問題-2.2pt

②「小5中2学習意識調査（毎学期実施）」における言語活動および不読率に関する項目

- ・「授業で、話し合う活動や調べ学習等により課題と向き合う活動を行っていますか」（3学期）

小学校：89.9% 中学校：93.5%

- ・「不読率」（3学期）

小学校：34.2% 中学校：41.3%

- ・「学習意識調査」の英語・外国語に関する項目（3学期）

「英語で発表することも恥ずかしくなくできる」肯定回答：64.7%

「英語で説明されても聞き取ることができる」肯定回答：65.5%

③「学校情報化チェックリスト」

- ・授業に ICT を活用して指導する能力

「児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。」

小学校：94.3% 中学校：90.6%

④「英語教育実施状況調査」において、「中学3年生段階で CEFR A1（英検3級）相当の英語力を有する生徒の割合」は48%であった。

⑤各校設定の指標

- ・学校訪問ヒアリングにおいて、各校の進捗状況を把握した。

（2）支援教育の充実

【取組みの重点】

- 児童生徒の障がいの状況や生活上・学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法・支援方法の工夫を LITALICO 教育ソフトを活用して行い、通常学級や学校生活での合理的配慮の検討、提供に努めること。
- 支援学級や通級による指導における特別の教育課程の編成について、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものとなるよう努め、学びの場の見直しについても積極的に行うこと。
- LITALICO 教育ソフトを活用することで、児童生徒一人ひとりの実態把握を行い、適切なより精度の高い自立活動の目標設定と指導を行うこと。また、目標を具体的にすることで、計画的な自立活動を行うとともに、個別の指導計画の通知表化を推進すること。
- 市内リーディングチームと支援学校リーディングスタッフの連携を図り、支援教育の充実を図る体制を整備すること。

1. 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進

- 多様性を認め合う共生社会の実現をめざし、すべての子どもにとって「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する学校づくりを行うとともに、ユニバーサルデザインによる「授業づくり」と自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」に努めること。
- 全教職員が支援教育の視点をふまえた子ども理解への取組みを行い、個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切かつ有効な支援・指導ができるよう、校内における研究・研修を推進すること。また、通常の学級において学習上の困難さに応じた指導内容の工夫を行うユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに努めるなど、インクルーシブ教育の充実を図ること。

2. 支援教育における専門性の向上の推進

- 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提に、支援教育の視点を踏まえた子ども理解を全ての教育活動において全教職員が意識して取り組むなど、教育の質の向上に努めること。
- 支援学級在籍児童生徒の特別の教育課程の編成については、一人ひとりの教育的ニーズをふまえ、必要に応じて各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えるなど実態に応じた教育課程を編成すること。その際、子どもの学習意欲の向上及び基礎学力の定着を確実に進め、子ども一人ひとりの学力向上につなげることを意識すること。また、自立活動の充実を図ること。

- 支援学級における授業づくりにおいても、リーディングスキルの視点を取り入れつつ、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を育成すること。
- 通級による指導については、自立活動の内容を参考とし、特別の教育課程を編成すること。
- 支援教育に関わる教職員が、特別の教育課程を編成するために必要な資質・能力の向上に努めること。
- 「個別の指導計画」の作成にあたっては、「個別の教育支援計画」との関連を図りつつ、全教職員が子どもたちの実態や背景を共通理解した上で、適切な支援を行うことができるものとなるよう留意するとともに、作成した計画をあらゆる教育活動の実施および振り返りなどにおいて、効果的に活用するよう努めること。また、通常の学級に在籍する発達障がい等、支援の必要な児童生徒についても、作成および活用を行うこと。
- 学識経験者、支援学校リーディングスタッフ、医師、心理士、理学療法士など、専門家等との連携を密にとり、多面的なアセスメントのもと支援を行うことができる校内教育相談体制の充実を図ること。

3. シームレスケア（切れ目ない支援）の推進

- 障がいのある子どもやその保護者の教育的ニーズの的確な把握及びアセスメントを行い、教育相談体制を充実させるとともに、就学前施設、小学校、中学校の連携を通して切れ目のない支援を推進すること。その際、医療、福祉などの関係部局・機関とのより一層の連携による取組みを進め、早期からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。
- 保護者が特別の教育課程を十分に理解した上で、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を選択できるよう、就学相談の充実を図ること。
- 就学前相談を行った全保護者に配付している「わたしノート」の活用を保護者に再度促すことで「個別の教育支援計画」の効果的な活用につなげること。
- 「個別の教育支援計画」を中学校卒業後の進学先へ引継ぐことについても、保護者への理解を促すこと。

【成果指標】

- ① 通常学級においての合理的配慮の提供率
- ② 「個別の指導計画」の各教科における適切な目標設定と見直し時期
- ③ 「個別の指導計画」における自立活動の評価の実施率

【令和7年度の総括】

- ・児童生徒の障がいの状況や生活上・学習上の困難さに応じた自立活動や授業づくりの研修を小中学校において行い、個別の実態把握からの目標を設定することの重要性を確認した。支援学級の授業における協働的な学びの探究にも取り組み、支援学級の教科の学習における在り方を共有した。
- ・通常学級における合理的配慮については、教職員全体研修会を実施し、合理的配慮の基本的な考え方や合理的配慮を検討する上での観点やポイントについての理解を図った。具体的な合理的配慮については、今後は LITALICO 教育ソフトを活用しての提供を促進していきたい。
- ・特別の教育課程の編成については、年度初めに管理職・支援学級担任・通級による指導担当教員を対象とした教育課程説明会を行い、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものとなるよう理解を図った。また、支援教育担当者会を開催し、特別の教育課程についての理解や小中学校間の支援教育の認識を深めた。
- ・個別の指導計画の通知表化に取り組み、年度末には児童生徒や保護者に自立活動の評価を通知することに取り組んだ。LITALICO 教育ソフトを使うことで、より丁寧で多角的なアセスメントが実施でき、個別の指導計画の具体的な目標設定が可能となった。今後は、さらに活用を進めることで、児童生徒の目標を明らかにし、自己実現へとつなげていきたい。

①通常学級においての合理的配慮の提供率：99.1%

②「個別の指導計画」の各教科における適切な目標設定と見直し時期

- ・全校毎学期実施

③「個別の指導計画」における自立活動の評価の実施率：100%

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

（１）豊かな心の育成

【取組みの重点】

- 人権教育や情報モラル教育を要としたあらゆる教育活動を通して、生命を尊ぶ心と自他を認め合う気持ちの醸成に努めるとともに、差別を許さない人権意識を持った子どもの育成をめざす。その際、府作成の「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」等を活用すること。
- 管理職をはじめとするすべての教職員が、研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面において人権意識の再確認を行い、適切な教育活動を推進すること。
- 生命の安全教育を推進し、また、学校教育全体で生命の尊さを学ぶことにより、包括的性教育に基づいた取組みを図ること。
- 道徳科の授業においては、児童生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫すること。
- 児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連付け、児童生徒一人ひとりの良さや可能性を伸ばさせる、全児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の取組みを推進すること。
- アンケートや「マモレポ」・スクリーニング等の活用も含め、あらゆる機会を通じて、日頃から児童生徒の状況把握を行い、生徒指導上の課題を早期発見し、組織的な対応につなげること。また、粗暴な言動や授業に関係のない不規則な発言、授業中の立ち歩き等が見られる場合にも同様の対応を行うこと。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも情報共有し、専門家のアセスメントも含めたチームによる早期対応に努めること。
- 児童生徒の発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力やSOSを発信する力を育成するために、スクールカウンセラー等と協働した「SOSの出し方に関する教育」を実施すること。
- 「いじめは絶対許されない」との人権感覚を日頃から醸成し、「学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめに向かわない態度や力を身に付ける未然防止教育を計画的に行い、いじめに向かわない集団づくりに努めること。また、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組みおよび組織体制の充実に努めるとともに、認知した場合には、いじめに至った背景を的確に把握したうえで、解消までの方針を立て、迅速かつ丁寧な組織的対応を行うこと。

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」で求められている、全児童生徒を対象とした居場所づくりや絆づくり、未然防止の取組みの充実を図るとともに、不登校の兆しのある児童生徒の早期発見・早期対応に努めること。また、不登校への対応については、学びにアクセスできない子どもをなくすため、専門家や関係機関との連携を図り、個別の状況に応じた支援の充実に努めること。
- 普段から子どもの些細な変化を捉え、その困り感に早く気づくため、表面化しにくいヤングケアラーについても教職員の理解を深め、困り感の早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携した本人の気持ちに寄り添った支援につなげること。

1. 人権尊重の教育の推進

- すべての教職員が人権教育の取組みの充実・発展を図るとともに、日常的な関わりの中で、一人ひとりが特別な存在であることを自覚し合い、お互いの理解を深め尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを進めること。
- 「人権教育推進計画」の作成にあたっては、様々な人権課題の解決に向け、それぞれの時代背景の理解とともに、「知る・共感する・行動する」の観点を子どもの発達段階に応じた体系的なものになるよう留意すること。
 ※様々な人権課題…女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、在日外国人、性の多様性、感染症の患者等、ハンセン病患者及びその家族等に係る人権問題、個人情報保護、ネット上の人権侵害、拉致問題、職業・雇用等に係る人権問題 等
- 自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や自分の意思を表現できる力を育成する、多文化共生教育を推進すること。
- 日本語指導が必要な子どもの入国歴や生活背景を把握し、DLA（対話型アセスメント）や「ことばの力のものさし」等により測定した日本語能力に応じて個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」を実施すること。その際、母語や文化、ルーツを尊重し、日本語指導の充実にも努めること。また、泉大津市日本語指導センター（INC）を含む指導体制構築に努め、適切な指導・支援を行うこと。
- 幼少期から生命の尊さ、平和の尊さについて適切に指導し、平和教育を推進すること。
- 性的指向及び性自認の多様性について、幼児や児童生徒が正しく理解できる取組みを推進するとともに、幼児や児童生徒の心情に配慮した環境や相談しやすい体制を整えること。
- 「児童の権利に関する条約」「こども基本法」及び「大阪府子ども条例」の趣旨をふまえ、児童生徒の意見を受け止め、実情に応じた適切な指導を行うこと。

- 差別事象が生じた際は、差別等を受けた幼児や児童生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて関係した幼児や児童生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。

2. 道徳教育の充実

- 道徳教育は、道徳科を要とした教育活動全体で行う。また、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進すること。
- 道徳科の授業においては、「考え、議論する道徳」の実現に向け、指導方法（教材提示、発問、板書等）を工夫し、児童生徒が道徳的価値を多面的・多角的に考え深め、自分とのかかわりで考察できる授業改善に努めること。
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、「道徳教育の全体計画」及び「道徳の時間の年間指導計画」を全教職員の共通理解のもとに適切に作成し、実施すること。
- 発達段階に応じた自然体験活動や社会体験活動等を推進し、本市の文化財、地域行事や伝統を学びに活用することで、「ふるさと泉大津」を愛する心を育むこと。

3. 子ども理解の充実によるいじめ・不登校・暴力行為等への取組みの推進

- 児童生徒一人ひとりの良さや可能性の伸長を支える取組みの推進
 - ・ すべての児童生徒を対象にコミュニケーション力、他者理解力、人間関係形成力、目標達成力等の社会的資質・能力の育成をめざした取組みを、意図的に各教科や総合的な学習の時間、特別活動等も関連させて行うこと。
 - ・ 学校生活のあらゆる場面で、児童生徒が自分の思いを伝え、互いのよさや違いを認め合うことができる共感的な人間関係、学級づくり、安心して授業や学校生活を送れる風土を教職員の支援のもと、児童生徒自ら作りあげるよう配慮すること。
- いじめへの取組み
 - ・ 「いじめは決して許されない、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という基本的な認識に立ち、すべての児童生徒が安心して学習できるよう、「いじめ防止対策推進法」や市の「泉大津市いじめ防止基本方針」を踏まえて作成した、各校の「学校いじめ防止基本方針」を基に、組織的にいじめの未然防止、早期発見・解決に努めること。また、定期的にいじめへの対応や未然防止に向けた取組みならびに組織体制について点検・検証を行い、必要があれば改善すること。
 - ・ 府教育庁作成の「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、いじめの早期発見や対処の在り方等について理解を深め、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもがSOSを発信しやすい雰囲気をつくり、不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるようにすること。その際、いじめを生まない集団づくりに努めるとともに、アンケート調査を学期に1回以上実施した上で、個別面談、いじめ防止相談ツ

ール「マモレポ」、個人ノートや生活ノート等の活用等、軽微ないじめも含め、各学校の実情に応じて、いじめの実態把握に努め、いじめの未然防止に向けた校内体制の充実を図ること。

- いじめが生じた際には、実態を正確に把握した上で、教員が個人で抱え込まず、「校内いじめ対策委員会」等の組織で対応し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・コミュニティソーシャルワーカー等専門家も活用するなど、迅速かつ適切にチーム対応すること。また、必要に応じて警察等の関係諸機関と連携し、継続的な支援を行うこと。
- いじめへの対応については、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」をふまえた対応を行い、いじめ重大事態については、改訂された国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」をふまえた対応を行うこと。また、特に重大事態に対する平時からの備えとして、いじめが生じた際には、スクールロイヤーを活用し、早期の段階から法的な観点での助言を得る等の連携を図ること。
- 障がいのある児童生徒や外国にルーツのある児童生徒、性的マイノリティ等に係る児童生徒に対して、いじめが行われることのないよう、当該児童生徒の特性や事情を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する多様性を認め合える環境づくりの推進等を組織的に行うこと。

○ 不登校への取組み

- 不登校に至る背景等については多様化・複雑化していることから、児童生徒の状況等を多面的に見立てたうえで、その子に合った支援を行うこと。その際、学校復帰のみを目標だけにするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に考えられるよう配慮するとともに、多様な学びの場を確保し、誰一人取り残されない学びの保障に努めること。
- すべての児童生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、あらゆる場面において「発達支持的生徒指導」の充実を図り、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりに資する取組みを推進すること。
- 定期的なスクリーニングやアンケート、日ごろの授業観察を通じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら不登校の兆しの把握に努めること。
- 欠席が連続（非合理的な欠席3日）するなど、不登校の兆しが見られる児童生徒に対し、家庭との連携を密にとるなどの早期対応に努めることができるよう、全教職員の共通理解を図ること。
- 不登校傾向が継続している児童生徒に対しても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等とも連携し、社会的自立に向けた支援を行うこ

とができる教育相談体制を構築すること。

- ・ 不登校やその兆しのある子どもたちが安心して生活したり、自分のペースで学習したりすることができるよう、校内の居場所としての校内教育支援ルームの充実に努め、不登校（傾向）の児童生徒支援体制の充実に図り、児童生徒に合った支援につなげること。また、定期的に児童生徒の状況を確認し、よりよい支援の方向性を検討すること。
- ・ 個々の不登校の状態等に応じて、教育支援センター「スマイルステーション」やフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童生徒に合った支援につなげること。また、これらの機関や自宅等での学習の評価を適切に行うこと。その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者との十分な協力関係を保つこと、不登校児童生徒本人との関わりを継続すること等に留意すること。

○ 暴力行為等への取組み

- ・ 暴力行為をはじめとする問題行動に対しては、全教職員の共通理解のもと対応できるように、組織体制の整備ならびに充実に図ること。
- ・ 問題行動については、「問題行動対応チャート」も活用するとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や関係諸機関とも連携を図りながらチーム対応をすること。
- ・ 子ども理解については、スクリーニングを効果的に活用するなど、全教職員で児童生徒を見守る体制の充実に努め、機能的にチーム対応できるよう日頃より教職員が相談しやすい関係や雰囲気醸成し、教職員が支え合い学び合う同僚性を高めるとともに、必要な資質・能力の向上に向けた教職員研修の充実に図ること。

【成果指標】

- ① 「教職員意識調査」における教職員の人権感覚の向上に関する項目
- ② 「日本語指導が必要な児童生徒に係るアンケート」における多文化共生教育に関する項目
- ③ 「意識調査」等における学校が楽しい居場所となっていることに関する項目
- ④ 意識調査における「道徳の授業の内容について、グループやクラスで話し合いながら考えている。」の項目
- ⑤ いじめ事案の認知件数・解消件数
- ⑥ 新規不登校児童生徒の出現率
- ⑦ 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等の相談・指導を受けていない児童生徒の割合

【令和7年度の総括】

- ・あらゆる教育活動において、すべての子どもの人権を大切にしたい取り組みを行った。
- ・市内の人権課題を解決するため、全校園所の担当者を対象にした年5回の研修会を実施したことで、人権に関する正しい理解が深まり、教職員の人権感覚が醸成された。また、府主催の研修会を含め、各種研修会の資料や教材の活用が推進された。
- ・各学校園所において作成した「人権教育推進計画」に沿って、取り組みや研修が推進された。また、全学校園所の担当者を対象に、多様な子どもたちを包摂する教育についての研修を行ったことで、各学校園所においての取り組みが推進した。
- ・人権について幼児や児童生徒が主体的に学び感じたことを言葉や絵画で表現し、人権作品集にまとめたことで、市内の幼児、児童生徒だけでなく、保護者や地域の方への啓発にもつながった。
- ・道徳教育においては、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、「道徳教育の全体計画」及び「道徳の時間の年間指導計画」を作成した。また、中学校区の学校間で共通理解を図り、義務教育9年間で取り組む学校教育全体を通じた道徳教育を推進することができた。
- ・研修等を通して教職員の意識醸成が図られ、児童生徒理解を深め一人ひとりの良さや可能性を伸ばさせる取り組みや発達支持的生徒指導の充実につながった。ひきつづき、教職員の意識醸成を図り、児童生徒同士が互いに良さや可能性を伸ばし合える関係性づくりに取り組むとともに、保護者等にも発達支持的生徒指導の理解を深める啓発が必要である。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、校内組織を設置し、いじめの未然防止、早期発見および対応に関する取り組みを組織的に行った。また、いじめ防止相談ツール「マモレポ」、いじめアンケートやスクリーニングを活用した児童生徒一人ひとりの実態把握等、情報収集および共有することでチームでの対応ができた。さらに、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や家庭教育支援サポーター等の支援人材と連携し、ケース会議（ミニケース会議）の機会も増え、チーム学校としての対応を行った。しかし、いじめの認知はアンケートによるものが多く、日々の学校生活で、いじめはどの子どもにも起こり得るもので、どの子どもも被害者にも加害者にもなり、重大事態になり得る事案はいつ生起してもおかしくないという危機感を持ち、積極的認知での組織対応を推進するとともに、いじめに向かわない態度や力を身につける未然防止教育の充実と、学校が「子どもたちが安心して過ごせる居場所」となるように、発達支持的生徒指導の推進を図る必要がある。また、改訂された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に記載の第2章いじめ重大事態に対する平時からの備えを参考に、平時からの備えをしておく必要もある。

・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」がめざす姿に沿った居場所づくりや絆づくりのための発達支持的生徒指導の充実や未然防止の取組み、専門家を交えたスクリーニング会議や不登校対策委員会等で個別の状況を共有し、チーム会議やケース会議等でアセスメント・プランニングを行った。また、兆しが見られる子どもに対して、校内教育支援ルームの提案等の早期対応を行うことで、新規不登校者数の抑制につながった。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した教育相談体制の構築は推進されたが、長期化している不登校児童生徒は多く、個々の状況に応じた居場所づくりや、支援の充実に向け、専門家や関係機関等との連携をより強化していく必要がある。

・福祉部局と連携しヤングケアラーを含む虐待の疑いがある事案への早期発見・把握に努め、発覚時には通告する等の適切な対応を行うことができた。また、その後の見守り等についても、関係機関や専門家との情報共有を行い、連携した対応を行うことができた。

①「教職員意識調査」における教職員の人権感覚の向上に関する項目

【担当しているクラスや授業の児童生徒についての話題（良かった点等）が職員室でよくあがる。】

2 学期末：82.4% 3 学期末：84.7%

②市内の全児童生徒を対象とした「日本語指導が必要な児童生徒に係るアンケート」における多文化共生教育に関する項目

【いろいろな国の人と、きょうりょくして、いっしょにかつどうができる。】

肯定的な回答 1 学期末：80% 2 学期末：70% 3 学期末：73.2%

③「意識調査」等における学校が楽しい居場所となっていることに関する項目

2 学期末：小学校 89.1% 中学校 87.3%

3 学期末：小学校 89.6% 中学校 87.7%

④ 全国学力・学習状況調査における「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」の項目

小学校 87.8% 中学校 89.2%

⑤いじめ事案の認知件数・解消件数

（12 月末時点）：846 件・493 件（解消率 58.3%）

（3 月末時点）：1098 件・857 件（解消率 78.1%）

⑥新規不登校児童生徒の出現率

（12 月末時点）：1.43%

（3 月末時点）：2.31%

⑦不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等の相談・指導を受けていない児童生徒の割合

（12 月末時点）：9.6%

（3 月末時点）：8.2%

（2）健やかな身体の育成

1. 子どもの体力の向上

- 知・徳・体のバランスの取れた生きる力をはぐくむため、心身ともに健康でたくましく育つよう、「アクションプラン」を作成し、体力づくりの推進を図ること。
- 「めっちゃ MORIMORI スポーツテスト」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」などの結果を分析することにより、子どもの体力の状況を把握した上で課題解決を図るとともに、体育の授業、学校行事等の充実を図りながら、学校全体で体育活動を活性化する取組みを行うこと。

2. 食に関わる取組みの充実

- 府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する対応委員会等を設置すること。また、各校の状況について十分検討したうえで、対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、常に点検し、必要に応じて見直すなど、日頃から事故防止対策を行うこと。加えて、食物アレルギーによる事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。
- 学校給食における食物アレルギーで最優先するべきは「安全性」であることを鑑み、事故防止の観点から、個別対応ではなく原因食物の完全除去対応（二者択一）について検討し理解を深めること。
- 「食に関する指導の全体計画」及び推進するための校内体制を見直し、家庭と連携を取りながら食育についての意義と、基本的な知識を理解するとともに、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていけるよう食育の充実に努めること。とりわけ、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。
- 栄養教諭や食育担当教員を中心に、学校給食を活用した効果的な指導、特に「ときめき給食」の際はオーガニック食材について触れるなど、小・中9年間における適切な栄養摂取と児童生徒の健全な成長に努めること。また、栽培実習及び調理実習等を通して「育てる・つくる・食べる」ことの関連性に気づき、食べ物を大切にする心の育成に努めること。
- 食育の評価を、学校教育自己診断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。加えて、栄養教諭等が関わる食に関する指導を通して、児童・生徒の食に関する課題改善に取り組むこと。（定期的にスクリーニングを行い、個別的な相談指導を充実させる等）

3. 健康づくりの促進

- 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、感染症や心の健康問題、また、アレルギー疾患等による子どもの健康に関わる課題解決を図るため、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、子どもが自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実させること。
- 学校における生理用品の配備について、躊躇せずに利用できる環境を整えること。
- 健康づくりは喫煙、飲酒、薬物乱用、性に関する問題行動など生活指導上の問題とも関連した課題があることから、子どもが自ら考え判断する力をつけることができるよう健康教育の推進を図ること。

【成果指標】

① 「めっちゃ MORIMORI スポーツテスト」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における児童生徒の体力合計点

【令和7年度の総括】

- ・すべての小中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」「めっちゃ MORIMORI スポーツテスト」の結果分析をもとに、「アクションプラン」を更新し、体力づくりの推進が図られた。
- ・大阪府を上回っている学年等もあるが、児童生徒が自らの体力の状況を把握し、主体的に個別最適な方法で体力向上に取り組む態度の育成や運動習慣を確立するための工夫が必要である。
- ・食に関する取組みについては、給食一口メモをはじめ、すべての学級で食育の授業を行ったほか、給食の時間を活用した働きかけが進んでいる。アレルギー対応についても、各校での対応マニュアルの周知や、栄養教諭・養護教諭・担任等の連携がなされており、適切に対応ができています。今年度は個別的な相談指導を小学校1名、中学校1名で行うことができた。今後も個別的な相談指導をより充実させるという、栄養教諭の職務を推進させていきたい。

① 「めっちゃ MORIMORI スポーツテスト」における児童の体力合計点

(大阪府平均を100%とした時の平均得点の割合)

小3	男	R7	97.7%	女	R7	99.0%
小4	男	R7	101.5%	女	R7	101.8%

② 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における児童生徒の体力合計点

(大阪府平均を100%とした時の平均得点の割合)

小5	男	R7	98.8%	女	R7	102.0%
中2	男	R7	99.5%	女	R7	95.9%

第3章 将来を見すえた自主性・自立性の育成と地域・家庭との協働

（１）就学前教育の充実と系統的な指導の実施

【取組みの重点】

- 校種間での連携をはじめとした切れ目のない教育の推進を図ること。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮しながら活動内容を工夫し、指導の充実に努めること。
- 幼保こ小の教員が連携し、子どもたちに育みたい資質・能力を中心に据えた「いちご架け橋研究委員会」等において相互理解と実践を深めるよう努め、架け橋期の教育の充実を図ること。
- 就学前からの発達段階に応じたキャリア教育を中学校区全体指導計画のもと、系統的に行うとともに、小・中学校ではキャリア・パスポートを活用すること。
- 一人ひとりの生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進学や就学に関する情報を収集・提供し適切な支援に努めること。

1. 就学前教育の質の向上

- 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながるものであることを認識した上で、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うこと。
- 遊びや体験活動を積極的に取り入れた言語活動をはじめとした、発達段階に応じた就学前教育の中で「学びの芽生え」を育むこと。
- 生活習慣の形成や食育の推進、健康・体力の増進を図るため、歯磨き習慣の指導や野菜栽培、体育指導等を行うこと。
- 豊かな心を育むため、乳幼児期から絵本の読み聞かせなど本に親しむ活動を行うこと。
- 安全基地の重要性について日常的な場面を通して保護者に啓発するなど、「非認知能力」の育成に向けた取組みを行うこと。その際には、大阪府教育庁作成リーフレット「乳幼児期に育みたい！学びに向かう力」も参考にすること。

2. 就学前施設と小学校の円滑な接続

- 就学前施設と小学校において育まれる資質・能力を踏まえながら、校種間の発達段階に応じた教育活動の充実に努めること。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど、連携に努め、とりわけ「架け橋期」においては、泉大津市スタートカリキュラムリーフレットや「いちご架け橋研究委員会」等での取組みを生かしながら、幼保こ小が意識的に協働し、幼児期の遊びを通した学びと小学校の学びをつなぐようにすること。

その際、小学校における生活科の授業づくりを中心に、「架け橋期」の教育の充実を推進すること。

3. 一貫教育の実施及び充実に向けての系統的な指導の実施

- 中学校区において「めざす子ども像」を共有するとともに、小・中学校の教職員が研究・研修を協働して行い、小中一貫教育の取組みを推進すること。その際には、小学校教員どうしの連携（小小連携）も大切にしながら、小学校教員と中学校教員の連携（小中連携）を一層強め、一貫した教育を行うこと。
- 小・中学校9年間を見通した教科指導の一貫性や系統性を図るため、カリキュラム・マネジメントの視点をもとに、9年間を通した教育課程の作成に努めるなど、一層の連携を推進すること。また、学力面での効果だけでなく、子どもの規範意識、異年齢集団での活動を通した自尊感情の高まりや、教職員の子ども理解、指導方法に対する改善意欲の高まりにつなげること。
- 施設分離型で行う小中一貫教育の取組みを意識した教職員の意識改革及び醸成を図ること。また、小学5年生と中学2年生におけるRSTの結果分析を、小中学校共同で行って子ども理解に努めるなど、具体的な実践例などの情報発信ならびに情報収集に努めること。

4. 探究的な学習の充実

- 総合的な学習の時間を中心に、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、子どもたちがよりよく課題を解決し、自己の学びを深めていけるよう、活動内容の充実を図ること。
- 生活や社会における課題等を追究・解決する活動においては、見学や調査等、人々や社会と関わる体験活動を積極的に取り入れ、社会の一員であることを実感できるような活動を工夫すること。
- 実社会や実生活の中から問いを見だし、子ども一人ひとりが探究のプロセス（①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現）をふまえた学習活動に取り組むことができるよう工夫すること。その際、多様な情報を収集・活用し、個別に追究したり、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めたりするなど、主体的・協働的に取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。

5. 主体的に社会に参画する力を育む指導の充実

- 子どもたちがよりよい社会をめざし、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に社会に参画する力の基盤が身につけられるよう、主権者教育の充実を図ること。その際、府が作成した「民主主義など社会のしくみについての教育」の活用にも努めること。

- 主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見出し、よりよく解決するため話し合っ合意形成を図るような活動を充実させること。また、主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会・生徒会・委員会活動等を通じて子どもの自主活動を推進すること。

6. キャリア教育の推進

- 子どもが目的意識を持ち、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることができるよう教育活動全体を通したキャリア教育を推進すること。
- 発達段階に応じて、子どもが、将来への夢や希望を持ち、よりよい社会を創っていかこうとする態度を養うとともに、自己肯定感や自己有用感をはぐくむことができるよう、「社会参画」「協働」の視点で地域社会や企業、隣接する高等学校と連携する取り組みの充実を図ること。
- キャリア教育をはじめとした学校教育活動全体において、SDGs（持続可能な開発目標）達成への意義を高め、地域や社会の課題を自分ごととして捉える多角的な視野、ならびに持続可能な社会の創り手として必要な態度の育成に努めること。
- 奨学金制度等や高等学校授業料無償化制度の改正に関する内容について、教職員が児童生徒・保護者に対して必要な情報の提供に努めること。

【成果指標】

- ① 「教育課程実施状況調査」における校種間連携の実施状況に関する項目
- ② 「いちご架け橋研究委員会での取り組みアンケート」

【令和7年度の総括】

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校において、学びの連続性を確保するために、幼児期の遊びを通した学びと小学校の学びをつなぐという視点を大切にしながら、それぞれの実情に合わせた接続期カリキュラムを実施し、円滑な接続の中で「安心感」をもって子どもたちが小学校生活を送れるように努めた。
- ・ 年5回実施した「いちご架け橋研究委員会」では、市内の全公立就学前施設および民間就学前施設2園と、全小学校から委員を選出するとともに、2名の学識経験者を招聘し、これまで重点的に取り組んできたスタートカリキュラムの研究に加え、生活科の授業づくりを中心とした「架け橋期」の教育の充実を推進した。また、各校園所での接続期カリキュラムの成果と課題を協議するとともに、就学前施設と小学校の教員が連携し、より円滑な接続を図った。

・どの中学校区においても小中一貫教育の目標として、めざす子ども像等が共有されている。また、中学校区でともに作った授業を実践したり、参観を通して交流したりするなど、前進が見られる。今後は、そういった子ども像が、授業においては具体的にどのような姿なのかなどを全教職員や児童生徒が深く理解したり、共通認識が図られたりする取組みを継続していくことが求められる。

①「教育課程実施状況調査」における校種間連携の実施状況に関する項目

・「小・中における系統的なカリキュラムの作成・確認等」は100%
11/11校（3中学校区）で実施

②「いちご架け橋研究委員会での取組みアンケート」

・「子どもたちは、安心して一日の学校生活を送っている」の項目において、入学当初は「クラスの7割～8割の児童があてはまる」とした回答が最も多いが、スタートカリキュラムを実践して、5月頃には「ほぼ全員の児童があてはまる」とした回答が最も多くなった。

（２）多様な主体との協働

【取組みの重点】

- 教育コミュニティづくりの取組みを中心に、学校と保護者・地域が「めざす子ども像」を共有し、その実現に向けた取組みの推進を図ること。

１．悩みや不安を抱える子ども・保護者の支援

- 就学や進路に係る支援や相談体制を充実させ、子どもの学ぶ機会を確保するとともに、学習意欲を向上させるよう支援すること。その際、教育委員会や教育支援センターの相談窓口、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーならびにコミュニティソーシャルワーカーとそれぞれの専門性をいかした連携を図ること。
また、状況に応じてスクールロイヤーを効果的に活用し、法的根拠をもった対応による早期解決につなげること。

２．家庭教育支援・親学習の推進

- 子育てに悩みや不安をかかえる保護者に対して、地域人材を活用した家庭教育支援サポーター（家庭訪問型と学校園所配置型）を効果的に活用するなど、保護者のエンパワメントを図ることをはじめ、早期支援・早期対応に努めること。
また、「親学習」講座の実施など、すべての保護者が安心して家庭教育を行うために、家庭教育に関する多様な学習機会や情報の提供を積極的に行うこと。
- 子育てや就学に対する保護者の不安を解消するため、きめ細かな情報提供を行うとともに、「ママパパほっこりおしゃべりサロン」をはじめとした、保護者の交流や地域交流の機会の拡充に積極的に取り組むこと。

３．学校運営への地域の関わりの推進（学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール））

- 「学校運営協議会」をはじめ、地域住民や保護者と学校運営について熟議を重ねることを通して、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」をめざした地域住民との関係づくりの推進を行うとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた地域学校協働活動の充実に努めること。その際、めざす子ども像等が家庭や地域と共有され、そのために必要な取組み等が教職員や地域社会から理解されるよう、情報を発信するとともに、地域と学校が協働して子どもを育てている感覚を広めること。
- 地域学校協働活動に係る教職員一人ひとりの理解を深めるとともに、教職員のニーズをもとにした学校支援活動が実現するための体制を構築すること。

- 地域学校協働活動推進員を橋渡しとして、学校運営協議会とみらい応援隊（地域学校協働本部）とのスムーズな連携のもと、家庭・地域と連携・協働した取組みの充実を図ること。
- 地域学校協働活動を進めるにあたり、PTA活動の位置づけや役割分担などを含めた仕組みづくりについて、検証・検討および協議を行うこと。
- 今後順次供用開始される「地域交流ゾーン」の活用も視野に入れながら、地域とのつながりを強化するとともに、子どもに対する地域の様々な活動情報の発信に努めること。
- 学校園所運営の改善に当たっては、学校教育自己診断等を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や「学校経営計画」の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、園所協議員や学校運営協議会の構成員、保護者、地域住民等からの意見も評価に反映し、学校園所経営の改善に生かすこと。
- 地域や保護者の学校園所への理解が深まるよう、ホームページの積極的な更新や学校園所だよりなどの活用を通して、取組みを周知するとともに、オープンスクールや地域開放の実施等、気軽に来校園できる機会を提供すること。

4. 家庭・地域の教育力向上の支援

- 家庭・地域の教育力の低下を家庭だけの問題として捉えるのではなく、学校・家庭・地域の連帯感を高め、改善策を共に考えるなど、家庭教育力・地域教育力（地域力）の向上を支援する取組みを進めること。
- 家庭学習の習慣化を支援するため、教員OBなどがサポーターとして必要に応じて指導・助言を行う「学びっ子支援ルーム」との連携を図ること。また、「放課後児童クラブ（なかよし学級）」に在籍している児童も参加できるよう、連携強化にも努めること。

5. 放課後の子どもの居場所づくりの推進

- 子どもが放課後、自宅以外でも安全に遊んだり学んだりできる場を確保するため、昼間、就労などにより保護者が養育できない児童を対象に開設されている「放課後児童クラブ（なかよし学級）」への教職員の理解を深め、学校に在籍する児童を対象に実施する「放課後こども教室（おおさか元気広場）」とも積極的に連携を図りながら、統合的な居場所づくりに努めること。
- 地域ボランティアや企業等と連携し、学校図書館の地域開放を推進すること。

【成果指標】

- ① 「学校運営にかかる実施状況調査」の地域と協働した取組みに関する項目

【令和7年度の総括】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携は進み、様々なケースで専門家が関わるケースが増えた。コミュニティソーシャルワーカーとの合同研修等で連携し、コミュニティソーシャルワーカーが関わるケースも増えた。しかし、それぞれの専門家の役割が浸透しつつあるものの、まだ活用につながっていないケースがある。連携をとりながら、積極的な専門家の活用を推進していく必要がある。
- ・家庭教育支援サポーターの活用について、家庭訪問型と学校園所配置型を組み合わせながら計画的に実施し、活用する学校園所が増加するなど、取組みの広がりが見られた。継続的な関わりを通して、支援体制の安定が図られ、保護者のエンパワメントを重視した家庭教育支援が着実に進んでいる。また、未来に向かう力の啓発についても、就学前施設の実践が小学校にも広がりを見せ、保護者同士が交流する場の設定が進んでいる。
- ・各校において特色ある地域学校協働活動が展開されてきている反面、活動の担い手であるみらい応援隊（地域学校協働本部）が不足している学校や参加者の固定化等の課題がある。
- ・充実した学校支援活動が実現している学校では、「地域に開かれた教育課程」や「カリキュラム・マネジメント」について教職員の理解が深まっており、教職員の地域人材への具体的なニーズが学校運営協議会に届く仕組みがある。

①「学校運営にかかる実施状況調査」の地域と協働した取組みに関する項目

- ・「学校関係者評価を実施した効果」について、「保護者・地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくりに効果があった」と回答した学校数

令和7年度 小学校：3校、中学校：2校

第4章 子どもをはぐくむ学校力・教師力の向上

（1）学校経営力の向上

【取組みの重点】

- グランドデザイン（学校経営方針や教育目標等）を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。
- 学校教育自己診断に加え、学校協議員や学校運営協議会の構成員等、地域の方々による評価を実施し、学校経営に生かすとともに、ホームページ等により、学校の取組みを地域社会に向けて積極的かつ広く発信するよう努めること。
- 「泉大津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を教職員に周知し、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること、教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備することの2つの目的達成に向けた取組みを推進すること。

1. 計画的な学校経営

- 子どもの実態や重点的な課題から、各学年の取組みや各教科等における取組みに至るまで、学校全体に生かされるような組織づくりを見える化ならびに焦点化した「学校のグランドデザイン」の作成に努めること。
- 「学校のグランドデザイン」の作成にあたっては、教職員で共通理解された課題を前提に、カリキュラム・マネジメントの視点から教育課程の見直しを行い、学習指導要領がめざす「社会に開かれた教育課程」の実現を図ること。
- 学校経営にあたっては、校長・教頭の協働によるリーダーシップのもと、教職員とも広く意見を交わして実効性の高い「学校経営計画」を策定し、教職員一人ひとりが学校運営に積極的にかかわるとともに、全教職員が一丸となった学校経営の向上をめざすこと。教職員は常に学校力の向上を意識し、定期的な「グランドデザイン」ならびに「学校経営計画」の点検を行い、学校改善に取り組むこと。
- 学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、効果の最大化を図ることができるカリキュラム・マネジメントを確立し、実践すること。
- 質の高い授業、働き方改革、多面的な児童理解等を実現するため、小学校におけるより良い教科担任制及び、チーム担任制の在り方を検討すること。
- 部活動運営にあたっては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」「泉大津市部活動運営方針」に基づき、各学校の教育目標等を踏まえた上で、学校組織全体で部活動の指導や目標、運営の方針を作成し、ホームページ等を通

じて公開するとともに、今後の地域展開も見据えて適切に運営すること。

- 「泉大津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の醸成を一層促進すること。

2. 教職員の多忙の解消に向けた取組み

- 教員は校務支援システムの有効活用や教材のデータベース化などに積極的に取り組み、業務の効率化を図り、子どもたちと過ごす時間や自らの資質・能力の向上を図る時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること。
- 校務支援システムにおける勤怠管理機能を活用し、教職員が自身の勤務状況を適切に把握するとともに、業務をリスト化するなど業務の見える化を図ること。その上で、各業務の優先度を一層精査し、慣習等により継承されている業務や会議などの見直し・改善を図ること。
- 事務職員は中学校区及び市全体での事務の共同実施を推進し、自らの業務負担の軽減に努めるとともに、教員との連携も積極的に行い、教員の事務作業の軽減も図ること。
- 管理職は三六協定を遵守し、職員の労働時間を健全に管理すること。
- 校務支援システム等の教務支援メニューを効果的に活用し、業務改善や情報共有を図ること。その際、校務支援システムに蓄積される児童生徒のデータについて、「どのように活用できるか」という視点をもち、「子どもの学び」の現状や課題の改善につなげること。
- 夏季休業日において設定される一斉閉庁日を活用し、教職員の計画的な年休取得を促進するとともに、業務負担の軽減ならびに健康保持に努めること。
- 各校において、週に1日「ノー残業デー」を設け、教職員の定時退庁に努めること。また各部活動においても、平日に1日、週休日に1日「ノークラブデー」を設け、教職員の業務軽減に努めること。
- グループウェアや学校間におけるオンラインによる会議、ICT機能等を効果的に活用することで業務時間ロス等を改善するなど、教職員間の情報共有の在り方の見直し・改善を図ること。

3. 教職員の健康面での配慮と支援

- 教職員のワーク・ライフ・バランスを尊重し、メンタルヘルスへの配慮や教職員が互いに協力し合う働きやすい環境づくりや相談体制の周知に努めること。
- 休憩時間を明示するなど、休憩時間を取得しやすい具体的な環境づくりに努め、当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を図ること。また、勤務時間の管理についても、勤怠管理システムを有効活用し、適正な把握と適切な指導に努めること。

- 年次休暇及び出産や育児に関わるための休暇・休業等の制度についても全教職員に周知するとともに、取得しやすい職場環境づくりを進めることで、教育職員が気兼ねすることのないよう計画的な休暇・休業の取得促進を図ること。
- ストレスチェック制度の趣旨が「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」であることを理解した上で、積極的にストレスチェック等の検査を受検し、必要に応じて産業医等の医師の診断・アドバイスを受けるよう努めること。

【成果指標】

- ① 「学校経営計画」の数値目標の達成率
- ② 教職員一人当たりの平均時間外在校等時間

【令和7年度の総括】

- ・各校の教育活動は成果の見えにくいものも多くあるため、学校教育自己診断に加え、学校運営協議会など、様々な視点から学校教育活動を評価する機会を設けることで、より客観的に成果と課題を捉える機会にする必要がある。
- ・令和6年度から令和7年度にかけて、時間外在校等時間の縮減がなされた。しかし学校によっては、月45時間を超える時間外在校等時間になっている教職員もいるので、業務の偏りがないかなど、見直しが必要な部分もある。
- ・夏季休業日において設定される一斉閉庁日の拡張（令和7年8月12日～8月15日の4日間）、市立全小・中学校における週1日の「ノー残業デー」の実施、各部活動における平日1日・週休日1日の「ノークラブデー」の実施等、教職員の業務軽減が図られた。これらを今後も継続していく必要がある。

- ① 「学校経営計画」の数値目標の達成率

学校経営における目標達成率 小学校：82.7% 中学校：84.6%

- ② 教職員一人当たりの平均時間外在校等時間

令和7年度：31.8時間

(2) 教職員の資質・能力の向上

【取組みの重点】

- 新たな教師の学びの実現に向け、「全国教員研修プラットフォーム『Plant』」の活用を推進し、研修受講履歴等を人材育成に活かすとともに、対話に基づく受講奨励を通して、教職員の主体的・継続的な学びを支え、教師としての資質・能力の向上を図ること。
- 教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。
- 公教育の場において、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保つこと。
- 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止ガイドブック」や過去事例、その他の関係資料等を活用し、校内研修において教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けるなど、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、あらゆる機会を活用し、管理職および教職員の服務規律の徹底を図ること。

1. 教職員研修の充実

- 中堅教職員のリーダー養成や経験年数の少ない教職員の育成が急務となっていることから、管理職が学校経営の視点を踏まえ、教職員が新たな分野にも主体的に挑戦し、専門性の幅を広げることができるよう助言するとともに、研修の充実を図ること。また、教職員一人ひとりは学習指導面や生活指導面など、キャリアステージに応じた資質向上に努めるとともに、自らの強みをさらに伸ばすことができるよう、専門性の向上を図ること。
- 中堅教職員のリーダー養成や経験年数の少ない教職員の育成が急務となっており、学習指導面や生活指導面など、キャリアステージに応じた資質向上を図ること。
- 社会が急速に進展し、生成 AI 等が普及しつつある中で、教員は高度な専門職として主体的・継続的に新たな知識・技能の習得に取り組むことが不可欠であるため、教職員は国や大阪府、大学、市教育委員会が開催する研修へ積極的に参加し、教職員としての資質向上に努めること。また、その成果を学校全体の教育活動に還元できる校内体制づくりの充実を図ること。
- すべての教員が、自分事として関わる校内研究体制を整えるとともに、指導主事や有識者から指導助言を受ける研究協議会の実施など校内研究の充実を積極的に図ること。

- 教職経験年数の少ない教員の育成については、首席や指導教諭、主任などが中心となって、学校全体をチームとした組織的 OJT を日常的に推進すること。
- 児童生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、府・市実施の ICT 活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員の ICT 活用指導力の向上に努めること。また、生成 AI を利活用する場合は、市町村教育委員会の方針(情報セキュリティに関するルール・指示等も含む)や、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」に基づくこと。教職員が校務等で利用する場合は、生成 AI の仕組みや特徴を理解したうえで、適切に利用できるようにすること。また、児童・生徒が学習等で利用する場合も想定し、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味し、発達段階に応じて「生成 AI 自体を学ぶ場面」「使い方を学ぶ場面」「各教科等において積極的に用いる場面」等、適切な場面での利活用を検討すること。
- 教員の授業力向上を推進するため、小学校において教科担任制の実施に努めること。その実施にあたっては、児童の発達段階に応じたきめ細やかな指導に努めるとともに、教科担任制で得られた教科指導のスキルを、校内研修会等を通じて全教職員で共有するなど、教職員の教科における専門性ならびに学校全体の授業実践力の向上に努めること。

2. 教職員の服務

- 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止ガイドブック」や「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用するなど、非常勤教職員も含めて一層の服務規律の確保を図ること。
- 同僚性の高い職場・ストレスのない職場づくりや、教職員一人ひとりの意識改革・自覚と責任感の醸成、相談体制の充実などにより、学校全体として不祥事防止に取り組むこと。
- 特に教職員等による児童生徒性暴力等については、法律や国の指針に基づき防止に向けた取組みを行うこと。校内での盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行い、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にすること。たとえ、わいせつな行為に至らなくても、性的な言動(わいせつな発言、不要な身体接触等)や SNS 等による私的なやり取りを行った場合は、厳しい処分が行われることがあることを周知すること。
- 緊急の対応を除き、教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底すること。
- 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに市町村教育委員会に報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。

- 職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針に基づいて、ハラスメントについての正しい理解のもとに、十分な認識をもってハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進めること。
- 管理職は、教職員が関係する事案に対し、保護者や外部等からの言動で行き過ぎた苦情等があった場合には、府作成の「行き過ぎた苦情等への対応 基本方針」、「保護者等連携のてびき」等を参考に組織として対応すること。また、必要に応じて市町村教育委員会、専門家等と連携するなどし、迅速かつ適切に教職員の救済を図ること。

【令和7年度の総括】

- ・ 学力向上プランに基づき、リーディングスキルの知見を広め、その視点を取り入れた学校や校区における授業研究を推進した。また、全教職員が各種調査問題や結果の分析に携わり、観察力や分析力を磨き、これを日常の児童生徒の見取りに活かした。また、研究授業や指導主事・有識者からの指導助言を通じて授業力の向上に努めた。さらに、校内外の研修会への参加を促進し、得られた知識を共有することで、授業改善に取り組んだ。
- ・ 令和7年度に大阪府教育庁に報告すべき不祥事案件は「0」であった。各校で不祥事防止に向けた取組みが推進されたこと、教職員に対して必要に応じた指導が管理職によってなされたことで令和7年度の不祥事0につながったといえる。ただ、不適切な指導に対する児童生徒・保護者の声を聞くこともあり、今後も不祥事の発生に対しては継続的な取組みが必要である。

第5章 学びを支える環境整備と社会教育の推進

（１）安全安心な学びの充実

【取組みの重点】

- 地域や学校の状況を踏まえて作成する危機管理マニュアル等については、避難訓練の振り返り結果や、学校を取り巻く環境の変化、国内外での事故・災害事例から得られた教訓を反映し、継続的な見直しと改善に努めること。
- 自転車乗車時のヘルメット着用努力義務化や、運転中の携帯電話使用禁止が法制度として整備されたこと、加えて令和8年4月から施行される交通反則通告制度を踏まえ、警察等と協力し、自転車に関する交通安全教育をより一層推進すること。

1. 防災教育の推進

- 近年発生している大規模な自然災害の教訓を踏まえ、学校管理下における事故を未然に防ぐため、子どもたち自らが日常生活全般におけるさまざまな危険に気づき、適切に判断し、安全に行動できる資質・能力を育成するとともに、子ども自らが考える防災教育の推進を図ること。
- 学校園所は、南海トラフ地震等の自然災害への備えや事故等の未然防止の観点から、学校の実態にに応じて、子どもたちの命を守るための安全確保や安全管理を行う必要がある。地震や津波などの避難訓練を含めた「防災計画」を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ること。地域や学校の実情をふまえて作成する危機管理マニュアル等については、避難訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓等を基に、見直し、改善を行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

2. 学校の安全管理・通学路の安全確保

- 犯罪・事故などから子どもの命を守るため、学校保健安全法等に基づき、安全教育や実践的訓練（不審者対策としての防犯訓練）の実施も含めた「学校園所安全計画」の確認と見直しを行うこと。
- 授業中はもとより、登下校時（部活動含む）、放課後などにおける学校園所の安全推進体制を整備するとともに、万一の事件・事故などの緊急事態にも対処できるよう、学校園所独自の危機管理マニュアルの確認と見直しを行うこと。
- 学校の活動中における事故防止の徹底について、各活動場所については環境の整備を図るとともに、活動内容、幼児や児童生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるようにすること。

3. 生活・交通に潜む危険に関する学習の推進

- 子どもが犯罪被害や交通事故にあわないため、「子ども安全マップ」を活用するなど、子ども自身が正しい知識のもと、「自分の身は自分で守る」意識をはぐくむ教育の充実を図ること。また、道路交通法の改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務であること、運転中の携帯電話使用（ながら運転）が禁止され罰則が強化されていること、さらに令和 8 年 4 月から 16 歳以上に自転車の交通反則通告制度が適用されることを丁寧に周知し、ヘルメット着用の必要性について理解を深める指導を進めること。さらに、警察と連携した交通安全教室の開催など、子どもに身近な交通安全教育を徹底するとともに、自転車の乗り方やマナーについては、家庭への啓発も含めて積極的に発信し安全な行動をとる力の育成を図ること。
- 警察や少年サポートセンター、こどもサポートセンターと連携して、犯罪被害防止教室や交通安全教室を開催するなど、被害の未然防止に努めること。

4. 熱中症予防の徹底

- 熱中症予防については、幼児や児童生徒の健康観察と健康管理を徹底すること。その際に「学校教育における熱中症予防ガイドライン」を活用し、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。また、暑さ指数が31℃を超えた場合は、児童生徒への対応及び活動の中止や変更を行った対応について記録をすること。

【令和7年度の総括】

- ・南海トラフ地震等の自然災害への備えや事故等の未然防止の観点から、火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行ったこと等により、幼児や児童生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成が図られた。さらに、災害時に自らが支援者となる視点をふまえ、「共助」に関する意識の向上を図ることが肝要である。さらに、学校管理下における事故を未然に防止するためには、子どもたちが日常生活の様々な場面に潜む危険に気づき、状況を適切に判断し、安全に行動できる資質・能力を育成することが必要である。
- ・市内における防災教育の研修等に加え、令和7年12月から供用を開始した防災倉庫「OZU-BO」を活用した見学・体験・研修を取り入れるなど、各校が学校の実態に応じて、子どもが自ら考え行動できる防災教育が一層推進されている。
- ・安全に係る情報教育については、「大阪府情報活用能力ステップシート」や非行防止教室等を活用し、社会に広がっている情報・ニュース等が事実に基づいているかどうか正誤を判断することや正しい情報を調べることで、情報を安全に活用するために必要な情報モラル等の育成に努めた。
- ・各校において作成した熱中症予防のガイドラインを基に、暑さ指数を確認したり、活動内容や活動時間を設定したりするなど、熱中症予防の対策を図った。

(2) 地域の豊かな学びの育成

1. 文化芸術を通じた教育の推進

- 子どもたちの豊かな感性や想像力、コミュニケーション力を培うため、学校教育と地域の文化芸術に関する関係機関が連携し、多様な文化芸術に触れることができる機会を提供すること。加えて、地域人材を活用し、世代間交流や地域ぐるみの子育て、まちの文化力の向上に努めること。

2. 地域資源を生かした教育の推進

- 「ふるさと泉大津」を愛する心をはぐくむため、池上曾根弥生学習館や織編館などの生涯学習施設、有形・無形文化財、地場産業の活用（毛布工場見学等）に加え、泉大津デジタルアーカイブ「ORIAM デジタルヒストリー」も有効に活用し、教科横断的で探究的な学びの充実を推進すること。

3. 多世代による協働的な学びの推進

- 地域交流ゾーンの活用により、児童生徒にとって身近なものになる社会教育としての「リカレント教育」と、学校教育としての「個別最適な学びと協働的な学び」を積極的に連携させ、地域の生涯学習の推進を図ること。

【令和7年度の総括】

- ・各校において多様な文化芸術に触れることができる取組みを適宜行った。特に小学校においては文化芸術に関する公演等を多数開催した。伝統文化推進事業においても、落語3校、けん玉1校、生け花2校と、6校における取組みとなった。
- ・地域クラブ団体による学校内の地域交流ゾーンの活用を広げるための平日利用を促進し、6団体による利用実績がある。
- ・みらい応援隊による放課後子ども教室の実施が全小学校に広がり、図書室開放等とあわせて子どもの居場所づくりが推進されるとともに、多世代による豊かな学びの場の実現につながった。